

ENEOS リニューアブル・エナジー株式会社「(仮称) 今金せたな風力発電
事業環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和 6 年 8 月 2 0 日
経 済 産 業 省
大 臣 官 房
産業保安・安全グループ

本日、電気事業法第 4 6 条の 8 第 1 項の規定に基づき、(仮称) 今金せたな風力発電事業環境影響評価方法書について、ENEOS リニューアブル・エナジー株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第 3 項の規定に基づき、北海道知事からの意見を勧案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：北海道瀬棚郡今金町、久遠郡せたな町、二海郡八雲町
原動力の種類：風力（陸上）
出 力：1 0 3, 2 0 0 k W程度

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計 画 段 階 環 境 配 慮 書 受 理	令和 5 年 8 月 7 日
環 境 大 臣 意 見 受 理	令和 5 年 1 0 月 1 9 日
経 済 産 業 大 臣 意 見 発 出	令和 5 年 1 1 月 2 日

<環境影響評価方法書>

環 境 影 響 評 価 方 法 書 受 理	令和 6 年 2 月 2 9 日
住 民 意 見 の 概 要 等 受 理	令和 6 年 5 月 1 3 日
北 海 道 知 事 意 見 受 理	令和 6 年 7 月 2 5 日
経 済 産 業 大 臣 勧 告 発 出	令和 6 年 8 月 2 0 日

問合せ先： 電力安全課 一ノ宮、植田
電話 0 3 - 3 5 0 1 - 1 7 4 2 (直通)

(別紙)

ENEOS リニューアル・エナジー株式会社「(仮称) 今金せたな風力発電事業 環境影響評価方法書」に対する勧告について

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 対象事業実施区域及びその周辺では、既設風力発電所や環境影響評価法令の対象である風力発電事業が複数存在し、類型的な環境影響が懸念されることから、他の事業者との情報収集及び調整に努め、累積的な影響について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
2. 水質の調査に当たっては、土砂の流出や濁水等による影響が懸念されることから、局所集中的な降雨の傾向を十分に踏まえ、適切な調査地点を設定するなど適切に調査、予測及び評価を行うこと。
3. 動植物調査の踏査ルートについては、土地改変や樹木伐採の可能性がある区域を踏まえて設定すること。
4. 哺乳類の捕獲調査については、十分な精度で調査、予測及び評価ができるよう、調査地域内での環境特性ごとに適正な方法で行うこと。
5. 対象事業実施区域及びその周辺は、鳥類への影響を考慮すべき区域を示した「風力発電立地検討のためのセンシティブティマップ」において、クマタカやオジロワシなどの分布情報により注意喚起レベル A1及びA3等に該当するほか、夜間に渡りを行う鳥類等の移動経路となっている可能性がある。このため、希少な鳥類の生息やバードストライク、移動経路の阻害等への影響について、専門家等から助言を得ながら、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
6. 対象事業実施区域及びその周辺には、植生自然度の高い植生及び希少個体群保護林が存在していることから、現地調査により存在する区域を明らかにし、本事業の実施に伴う影響について、専門家等から助言を得ながら、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
7. 注目種については、現地調査の結果を踏まえて候補の見直しを含めて検討の上、適切に選定すること。
8. 鳥類や哺乳類などが営巣やねぐらなどに利用し得る大径木を含む樹林地を把握した上で、本事業の実施に伴う影響を予測、環境保全についての配慮が適切になされているかを検討し、評価を行うこと。

(北海道知事からの意見書の写しを添付)